

REVIEW ESSAY

重田園江、2003

『フーコーの穴——統計学と統治の現在——』

木鐸社



測定実践の合理性の水準へ

渡辺 彰規

1 フーコーの穴

一読しただけでは分かりやすい本のように思える。しかし、どこか理解に抗うようなところもあり、それを明確にしようとした途端に、非常に難しい本となってしまふ。結局、この書評を書くために何度も本書を通読することになってしまった。

どこが難しいのか。タイトルからもうかがえることだが、著者は元々、非常に優れたフーコー研究者である。フーコー研究者の端くれである評者もまた、著者の論文に多くのことを教わった1人である。1990年代に、フーコー思想についてのそれまでの諸言説の熱気が残留する中で、そうした熱気に当てられることなく、地道にフーコー思想の解釈を行い続けてきた。またその結果として、フーコーの「統治性」概念に注目し、その頃日本には存在していなかった問題圏を開拓したことも意義深い仕事であった。その著者によるはじめての単著が本書なのであるが、驚くべきことに最初の一章を除いては殆どフーコーの名前が出てこないのである。

この謎の答えは、本書のタイトルに隠されている。本書の『フーコーの穴』という奇妙なタイトルは、数年前にカルトな人気を博したある洋画のタイトル（『マルコヴィッチの穴』）から着想を得たもので、要は、フーコーの頭の中に入れてその眼窩から社会を覗いてみるというような意味である。味気なく言い換えてしまえば、フーコーの方法を用いて社会を分析することであるが、ここで重要なのは、フーコーの頭の中から社会を覗くということは、覗く者（それはつまり、第1に著者であり、第2には読者であろう）にとって、フーコー自身の姿は見えないということなのである。ということは、読者は、目の前に展開される分析のなかにフーコーのやり口を見出すことでしか、フーコーがそこにいることの証を得ることができないということになる。

従って、本書の分析の過程でフーコーの名前が表に出てこないということは、意図的な戦略であると考えてよいのだと思う。だがここで問題なのは、注意深く読めば読むほど、本書に取められている幾つかの分析のなかに、フーコー

のやり口（方法）を認めるのが難しくなるという点なのである。その方法は、時に、有体な思想史の外見を取ることもある、またある時は、技術資料と見まがうとあるテクノロジーの設計理念についての長きにわたる説明という姿をとることもある。あるいは、これから世の中はこう変わっていくという、それほど精度の高くない見込みの話の中に紛れ込んでいるかと思えば、健康や今日の教育についての紋切り型の批判の影に隠れていることもある。

しかし、同時に評者が確信していることは、そうした言説の寄せ集めのなかに、間違いなく、一流のフーコー研究者である著者のみによって可能であるような、固有の分析対象の設定を踏まえた新たな方法論の兆しが見出せるということである。それは、見出された瞬間に、単なる思想史の方法や、統治の類型論というような既存の方法論へと解消されてしまうような脆いものだが、確かに見出せるように思う。

そこで次節では、まずは、本書でその兆しが見出せる新たな方法論についてその概観を記述しておきたい（⇒2）。然る後に、節を改めて、本書の全体を通してその新たな方法の兆しがどのように解消されてしまっているかを論じるだろう（⇒3）。最後に、本書が採用している統治論という解釈枠組みについての問題点を指摘して、議論を閉じたいと思う（⇒4）。

2 合理性という対象の水準

この節では、本書における、明記はされていないものの新しい方法論について論じておきたい。より精確に述べるならば、著者が分析の過程で暗黙裡に行っているながら、それを分節化することには悉く失敗しているような方法論を示

したいと思っている。

まずは爾後の議論のために、本書の構成を提示しておこう。

第一章 フーコーの穴——方法論的序説

第一部

第二章 社会の統計学的一体性 ——エミール・デュルケム論

第三章 断片化される社会 ——ポスト福祉国家と保険

第四章 健康包囲網 ——高血圧の定義に見る統計

第二部

第五章 正しく測るとはどういうことか？ ——知能多元論の起源と現在

第六章 正しく測るとはどういうことか？ 再論

第七章 プロファイリングの現在

第八章 GIS——空間を掌握する

第九章 未来予想図

2 - 1 測定するという事

さて、構成をみて分かるのは、序論と結論に当たる一章と九章を除いては、ほぼすべての章で「測定する」ということがテーマになっているということである。二章では自殺率の測定、三章では保険に見られるようなリスクの測定、四章は血圧など健康の指標となるものの測定である。また、五章では知能の測定が扱われ、七章と八章は大まかには犯罪者の測定である。但し、六章だけは全体のまとめにもなっていて、それまでに扱われた測定が全体の中に位置づけられるという内容になっている。

このように、本書では常に「測定する」ということが問題になっているのだが、著者自身は

この測定への執着の理由を殆ど語ってない。というか、著者は自分が扱っているのは「統治」であると明言している。例えば、第一章では、フーコーの名を挙げて、以下のように述べている。

本書は、「人間」というカテゴリーに注目し、近代社会において知と権力が交錯する場である統治について研究するという、1970年代後半のフーコーの企図の延長上に、福祉国家とは別のタイプの新しい統治実践（統治のテクノロジー）を素描する試みである。（重田2003: 17）

しかし評者の考えでは、深く考えないままにそれを、統治という実践を探究する意義へと解消してしまう手前に止まって、測定という実践に注目する固有の意義について、じっくり考えてみても良いのではないかと思う。あるいは著者にとっては、測定の実践に注目することの意味があまりに明白すぎたために、改めて本書でそれを論じるには及ばないと考えたのかもしれないが、それは何より読者にとって不親切なことであるし、著者自身もまた統治実践に執着するあまりに、測定に注目することの意味を見失っている可能性があるので、それをここで検討しておくことにしたい。

さて、先に「測定する」ということがテーマとなっていると述べたが、それは些か精確さを欠いた言い方であった。正しくは、「人間を測定する」と述べておくべきであった。

つまり、我々が例えば、部屋にカーテンを据えつけるために窓の大きさを「測定する」というのと、人間の知能なり、死亡率なり、血圧なりを「測定する」のとは、まったく含意が異な

ってくるということである。この含意の大きな相違とその背後にある理由に気付くかどうかで、本書の読後感は異なってくるだろう。

それでは、なぜ対象を人間とした途端に、測定の実践の意味が変わってくるのだろうか。

先ず言えることは、人間を測るとはいつでも、人間というもののそのものを測定することはできないのであって、人間の何らかの部位を対象化しなくてはならない、ということである。しかも、測定可能なように具体的に、である。

2つの例を挙げておこう。最初の例は、第五章のテーマとなっている知能の測定である。人間の知能というものを対象化するというとき、その方法が1つではないだろうということはすぐに想像がつく。そしていくつもありうる対象化の仕方から1つが選び取られるとき、その選択の根底には、必ずや、「人間とはこういう存在である」という、ある種の割り切りが存するはずである。後述するが、この割り切りの次元が重要である。

もう1つ、第四章の健康の例も挙げておこう。健康であることの指標には様々なものがあるだろうが、そのなかで血圧を採り上げるということ、しかもそれを恣意的に定められた目標数値との関係の中で採り上げるということ、その選択の根底に存するのは以下のような対象化なのである。すなわち、ここで問題となっている人間とは、タバコを吸ったり、飲みすぎたり、夜食したり、運動というものを殆どしなかったりなど、その生活のすべての側面との関わりで問題となるような、いわば「生活する人間」であるということである。つまり、血圧を測定するということの根底には、そういう人間についてのある種の割り切りが存しているということである。

次に、人間を測定するということには、今

述べた測定対象についての割り切りだけではなく、その測定結果を踏まえて、測定された側は当然のこと、測定した側についても、いかに振舞うべきかの方針が暗黙裡に組み立てられるという意味もあるということに注意しなくてはならない。

例えば、知能を測定し終えた後、その測定結果に沿って編成されるであろう教育方針というものには、教師と児童の行うべきプログラムが含まれているだろう。そしてまた、この振舞い方の指示というものが、先に見た人間の知能というものについての割り切りを根拠として導出されるものであることも明らかであろう。「児童の伸ばすべき知能がこういうものである以上、教師はこういう教え方をしなくてはならないし、児童はこう学習するべきである」というわけだ。

まとめておくと、人間を測定するという実践の根底には、殆ど明示的に語られることはないとはいえ、①人間とはどういう存在であるかについての暗黙裡の対象化が存在し、そしてまた、②その対象化に従って、測定する側・される側の実践が編成されていく、というプロセスが存在している、ということになる。

2-2 合理性の水準

さて、この点が重要なのであるが、ふつうこれらのプロセスは、そのまま口に出して語られることは少ない。というのは、その測定を行う側・行われる側にとって、あまりに自明であるか、あるいは逆に、あまりに新しすぎるかして、このプロセス自体については、殆ど語られないか、余計なことを理念的に語りすぎるか、してしまうためである。しかし、そのいずれであるにしても、人間を測定するというとき暗黙裡に

働いているのは上述のプロセスであるということも事実である。

実は、著者が参照する後期フーコーが、例えば『監獄の誕生』(1975)で「規律・訓練」のテクノロジーを見出したとき、そこで最も注目に値すると考えられたのは、この人間についての割り切りの水準であったといつてよい。フーコーは、『知への意志』(1976)の頃には、この水準を「合理性」の水準であると述べていた。例えば、「権力の合理性とは、権力の局地的破廉恥といつてもよいような、それが書き込まれる特定のレベルでしばしば極めてあからさまなものとなる戦術の合理性であり……」(Foucault 1976: 125 = 1986: 122-3)といわれるとき意味されているのは以下のようなことである。例えば、パノプティコンのような局所的な施設の次元に注目すると、人間をエネルギー体と見なして、それを最も効率的に利用するためにはどうしたらよいのかについての割り切りが存在しており、かつ、その割り切りに基づいて、そこで、監視する側・される側がどう振舞えばよいのかについての方針が組み立てられているという、暗黙裡の緻密な計算が「あかさまま」に観察できると述べられているのである。

と、同時に注意しなくてはならないのは、この暗黙裡の計算のプロセスというのは、パノプティコンを構想したベンサム著書では少しも明言されていないという点である。むしろ彼は一般には、犯罪への報復的な処罰よりは治療の意義を説いた、ヒューマニストであると考えられているのではないか。しかし、そのヒューマニズムの思想をかいくぐって、そこに暗黙の計算を見出すこと、つまり、合理性の水準を見出してそれを記述してやることにこそ、後期フーコーの方法論的な戦略と、固有の対象設定を伴

ったその社会分析上の意義というものが見出せると言ってもよいだろう。

評者の見立てでは、著者が「人間を測定する」という実践にこだわる時、フーコーが矯正施設に見出したのと同程度に、そこで、この合理性の水準が観察され、記述しようという見込みがあったと思われる。しかし、残念なことに、後に見るように五章や七章でその水準を記述できている一方で、方法論的に自らが行おうとしていることについて説明する段では悉く要点を外しているという他なく、結局、著者は自らの社会分析の照準が適切に分節化できていないのではないか、と疑われるのである。次項ではその点を指摘する。

2-3 テクノロジー自体か思想史か

前項では、人間を測定するという実践において、注目に値するのは、合理性の水準であるということ述べた。すると、方法論的には、この合理性の水準をいかに抽出するか、ということが問われることになる。著者はこの点について、どこまで自覚的でありえているのだろうか。

その点を検証していくに際して、特に参考になるのは第一章の記述である。そこでは、先にも述べたようにフーコーの名前も出しながら、本書の課題、方法論的立場が明示的に語られている。

それによると、著者が定位する分析の水準とは、テクノロジーの水準であるという。それは、「人がそれ自体に意味や価値を見出す、文化や自己認識の次元では」なく、むしろ、

もっとつまらない、即物的なものかもしれないが、それは文化の違いを超えてさまざまな場所に移入でき、具体的な目的が変わ

っても同じように効率よく作動する。(重田 2003: 20)

また、具体的な例として、GIS やリスク細分型保険の例などが挙げられている。ここには、「地域や文化の違いよりは、それを超えてしまうある種の普遍性を持った人間管理のテクニックが問題になっている」という(重田 2003: 21)。

ここで著者は、正しいことと間違っただけを述べていると評者には思える。正しいことというのは、重要なのが人間管理のテクニックの次元なのであって、テクニックが用いられる際の個々の具体的な目的ではないということである。ベンサムの場合に戻れば、ここで重要なのは、パノプティコンを設計した理由となるベンサムの功利主義についての教説ではなくて、そうした教説の背後にある人間の対象化の次元こそが注目に値すると述べられているのである。ここまでは正しい。

それに対して、間違っていると思えるのは、この人間の対象化の次元を見る際には、意味・文化・価値の次元に注目するのではなくて、即物的な作動にこそ注意しなくてはならないと述べられている点である。つまり、この古典的な二分法、「意味と物」という分け方自体とそのうち後者を選ぶという見当はずれの選択である。

要するに、ここには、適切に把握されかけていた合理性の水準というものを、意味を排除した物の次元でのみ抽出できるという誤解が存している。しかし、ベンサムのパノプティコンが実現した構想ではなかったように、合理性の水準というのは、いわば明言される知の根底に伶俐な計算として見出せるものであるから、テク

ノロジーの即物的な作動だけから読みとれるものでは決してない。

実際、著者は、分節化できていないとはいえ、そのことに半ばは気付いているのだと思う。というのは、当初の宣言とは正反対に、著者が参照するのは、テクノロジーの背後にある文化の次元だからである。だが、本書を混乱させているのもその点なのであって、例えば、前章で即物的な作動に照準すると述べたところから始まる第二章において、真っ先に検討の材料とされるのがデュルケムなりケトレなりの思想であるという点なのである。

あるいは第五章では以下のように述べられているが、これなどは先の第一章での宣言とどう整合性がとれるのか、誰しも首を捻るだろう。

ビネは、19世紀末ヨーロッパの知的風土のただ中で思想形成し、その影響を心理学へと持ちこんだ。知能テストはその誕生のときから、時代の刻印を帯びたものであり、知的能力に対する教育や環境の影響を重視する彼の立場も、世紀末の思想風土という背景ぬきには十分理解できない。(重田 2003: 136)

予め断っておくと、この引用は何一つ間違っただことを述べていない。むしろ、評者に理解できないのは、この思想史のアプローチと、先に述べた、テクノロジーの即物的な作動に照準するのだという宣言とが、いかにして整合的なものとなりえるのか、という点である。

では、テクノロジーの即物的な作動が全く描かれていないかというところというわけではない。むしろそれぞれの章では、律儀なほど、各々のテクノロジーについてその社会的な帰結が描かれている。

例えば、三章では、リスク細分型保険について、以下のように述べられている。

自己責任に基づくライフプラン構築の一環としての保険という像は、病気・高齢・失業・事故などに備えるために、強制加入の社会保険以外の私保険の役割が重視され、「自由化」によって多様な保険商品が産み出されることで浸透してゆく。そしてこのことが、生活のさまざまな側面に、「企業家モデル」(……)の行動様式を行き渡らせることになるのである。(重田 2003: 83)

ここでは、多様な保険商品が、それ自体で、人々にある行動様式を選択させることになるという作動が描かれている。そういう意味では所期の目的が果たされている。が、やはり問題となってくるのは、そもそもこの因果関係の証明が困難なためであろうけれども、この章の記述の大部分はこの因果関係について述べられたものではなくて、リスク細分型保険という考え方の根底にあるものについての思想史的な分析に宛てられているという点なのである。

まとめておく。本書の記述上の混乱やちぐはぐさを産み出しているのは、合理性の水準を抽出するとき、意味を排して即物的なテクノロジーに照準することによってそれを行うという著者の方法論的自己認識である、というのが評者の見立てである。

それでは、この誤った自己認識はなぜ維持され得たのか。それには、この思想史と系譜学の手法の乖離を解決するべく外側から持ち込まれた統治論という枠組みを分析しなくてはならない。次節では、本書を概観しながら、この点の批判的検討を行う。

3 方法論的誤認の諸帰結

先に構成の項でみたように、本書は二部構成となっている。この二部構成の意図については特に語られていないのだが、大よそ、こういうことだと思われる。

第一部では、主に統計という思考法が社会的にどう機能してきたかが、描かれている。それに対して第二部では、測定という実践に照準を当てて、そこでの人間把握がどういうものかを描き出そうとしている。序論に当たる一章については先の節で検討したので、ここでは第一部が始まる二章から見ていこう。

3-1 思想史と系譜学の乖離

第二章では、デュルケムの議論における、個人から離れた社会的な水準の獲得と、そこでの平均を正常とする考え方とを取り出し、それを同時代の思想的文脈に位置づけるという作業が行われている。時折散見される関係主義的思考への無理解な批判を除けば（社会から個人への強制力を見出す立場が個人の自由意志を奪ってしまうというような）、思想史的な手法自体はさすがに手堅いといえる。とはいえ、本章自体は、思想史的なアプローチに終始しており、第一章のテクノロジーについての宣言とどう繋がるのかは分からない。

第三章もまた、基本的には思想史的な手法が使われている。個人を離れた、集合体的な水準に固有のリアリティを見出すということがどういことが、ケトレ、デュルケムの思想から論じられ、それとの対照から、そうしたリアリティよりも個人の個別性を重視する立場がゴルトンの思想から解説される。と同時に、この

章では保険がテクノロジーとして把握されており、旧来の社会保険が前者の思想と対応しており、近年のリスク細分型保険が後者の思想と対応していると説かれている。

理解が難しいのは、ここでの、ゴルトンの思想とリスク細分型保険との関係である。それは直接的な因果関係にはない。ただ着想が同型だという。それならば、別にどの時代のどこの国の思想家を持ってくるでも「同型だ」として紹介してかまわないのではないかと、思う。要するに、リスク細分型保険における社会観を抽出するのに、ゴルトンの思想を論じることの認識利得が見出せないのである。また、こうした思想史的検討とは別にリスク細分型保険というテクノロジーの作動が論じられるので、両者の繋がりも分からない。

第四章では、病気についての変わった見方、多くのサンプルにおける分布と確率をとおしてしか病気の範囲を確定できないような病気観が扱われる。高血圧がその例である。ここでも、病気観についての思想史的検討が行われた後に、高血圧におけるような数値目標の設定というテクノロジーが有してしまう社会的機能がそれとは殆ど無関係に論じられてしまう。

以上が第一部の概観である。こうしてみると、各論の構造には同型のパターンが見られるのであるが、それは、テクノロジーを間に挟んで、テクノロジーが前提としている社会観なり病気観なりと同型の思想をどこからか持ってきてそれを「説明」という思想史的パートがあり、それから、これとはほぼ無関係に、テクノロジーが産み出す作動を指摘する「系譜学」的パートが続くという構造になっている（但し、第二章については思想史的パートで終わってしまっている）。

しかし同時に検討されなくてはならないのは、著者の中で、この思想史と系譜学との断絶がそれとして自覚されていないようだという点である。なぜなのだろう。この点を理解するには、遅ればせながら、統治論という本書の主題を検討の俎上に載せなくてはならない。

3-2 統治論的枠組みの機能

統治論的枠組みを理解するために、それが明示的に語られ始める第二部の概観に移ろう。

第五章「正しく測るとはどういうことか？」は、第一部で指摘したような弊害をそのまま見出せるとはいえ、測定することの含意に合理性の水準で迫れているという点で注目すべき論考であると思われる。

ここでのテーマは知能テストである。知能テストを巡っては、遺伝決定論、社会環境論、各々の立場からの議論が喧しい。しかし、著者はそれらの立場が等しく見過ごしてきた、そもそも「人間を（正しく）測定すること」がどういう意味を持っているのかに拘り、知能テストの発案者であるビネの思想を見ようとする。そこで理解されるのは、ビネにとって、遺伝決定論と社会環境論の立場とは現代におけるほどの対立軸を構成しておらず、実は両者とも「その土台を共有していた」（重田 2003: 144）という点である。というのは、どちらの立場も、人間の測定という観点からするならば、個人の特性をなすものを、遺伝的な性格、環境からくる来歴問わず、仔細に調べ上げ、個人を全人格的に把握しようとするという点で共通しているためであるという。すなわち、人間を全人格的に対象化するという合理性の水準で2つの立場は等しいと分析されているのである。

もっとも、この発見をピークに論考はルーテ

イン化したパターンを辿る。この後、知能テストの発案者であるビネが人間の多様な才能を認める多元論的立場であったことが示され、この立場が今日の教育の現場にも見出せるとして、その社会的帰結が論じられる。繰り返しになるが、ビネの多元論と今日の教育で採用されているという人間の能力についての多元論的見方とは直接的な因果関係にないのであるが、そうであるとしたら、その同型性を指摘することの認識利得は何なのだろうか。なぜ、この指摘に意義があると思われるのだろうか。

その謎を解く鍵は第六章にある。この章では統治の類型論が展開されるのであるが、本題に入る前に、「統治」とは何かについて前置きしておく。

背景にあるのは70年代後半のフーコーの思想である。フーコーの考えでは、社会は「無数の力関係」から成立する、本来は非常に不安定な世界である。にもかかわらず、我々の社会が大きな問題もなく機能し続けているのは、この、本来は不安定なゲーム的状况を安定的なものとするために、対象のふるまいを都合の良い方向へと導こうとする「統治 *gouvernement*」という実践がうまくいっているからである、とフーコーは考える。著者の言葉を引いておこう。

フーコーはこのような、いわばどちらに転んでもおかしくない人と人との権力の関係に一定の型を与え、多くの人間の集まりに対して、その行為様式や生活様式を一定の方向に導く行為や実践を「統治 *gouvernement*」と呼んだ。（重田 2003: 16）

以上が統治という概念の概要であり、この統治という観点からのアプローチを爾後は統治論

と呼ぶことにする。以下では統治論について批判的に言及するが、さしあたり本論では重田の統治論のみを扱うこととし、統治論一般の可能性の有無については紙幅の都合から詳述を避けることにする。

第六章に戻ろう。本章では統治の種類として2つの種類が提示される。僅かに2つである。1つは「福祉国家型」の統治であり、その特性とは、「マージナルな存在についての知識が集積され、介入が無際限に増大する傾向がある」一方で、「目指すべき正常な社会が求める人間像、人間を測る尺度は一元的で単調なもの」であるという(重田 2003: 174)。もう1つは、「新自由主義型」統治と名づけられている。そこでは、マージナルな存在を「分断・排除」しながら、人間を「行動の断片」のみに注目して対象化すると同時に、「多元的」な尺度を用いてそれを測定しようとするという。

さて、この整理には経験的にも方法論的にも多くの問題点がある。結論を先に述べると、その問題点の多くは、類型論に見られるルーズな二分法に由来するものである。確かにこの点については著者による若干の弁明(「きわめて図式化されたしかたではあるが……」(重田 2003: 167))はみられるのだが、それは前置きの域を出ておらず、後述するような二分法に由来する欠点について十分に自覚的であるように思えない。

他の点については統治論的枠組みの弊害として次節にまとめて批判を行うことにすると、ここでは特に、先述してきた以下の点について検討を行うことにする。すなわち、①保険商品とゴルトンの思想の場合に見たように、なぜ直接に因果関係のない思想が、テクノロジーと同型であるというだけの資格で、記述の対象

となり得てしまうのか。②本来的には矛盾するはずの思想史的アプローチと系譜学的アプローチとがいかにして統治論的枠組みの中で矛盾なく結びつくことになるのか——これらが可能になってしまう、統治論的枠組みが強いる前提とはどういうものか。

これらは共に、重田の統治論的枠組みにおいては、一時代の知と権力両方で同質性が論証なしに前提されているという点から答えることができる。

①について。この前提の帰結として、知とテクノロジーの作用の両方で、統治の種類に等しい2つのパターンしか存在しないことになる。そして類型を構成する諸指標もまた二分法によって構成されているので、知もテクノロジーも必ずやどちらかに分類できることになる。

ということは、ビネであれゴルトンであれ、「この思想のパターンは新自由主義と同型である」という指摘が、新自由主義型の知について何事かの情報を付加する意義あるものと認識されることになるが、これは、世界には2つの知の種類しか存在しない、という強い前提を受け入れた場合にのみ真なのである。

先の例に戻れば、ゴルトンの思想と保険テクノロジーにおける人間の把握とが同じ類型に属すると考えるから、一方での指摘が他方についての情報をも増すという仕組みになっているが、もし2つが別のものであれば、単に両者は似ているという以上の意味を持たないはずであるということである。

付け加えておくと、この議論の仕組みにおいては、もし仮にゴルトンが保険テクノロジーとは異なる類型に属していたとしても、2つの類型しか存在しないために、ゴルトンが何で「ない」かを述べることを通して、保険テクノロジー

一との比較がやはり有意義になる。つまり、著者は誰の思想を持ってきても良いのである。

次に②について。この統治論的枠組みにおいては、先に見たように同じ類型に属する思想家が同じことを考えているのはもちろんのこと、同じ類型に属するテクノロジーについても、やはり同じように作用すると仮定されている。では、どう作用するのか。基本的には、テクノロジーを産み出した思想家が考えたとおりに、である。その点を詳しく見るために第七章と第八章の例を検討したい。

第七章では、犯罪捜査におけるプロファイリングが扱われる。犯罪捜査の局面においては、犯罪者の内面を心理的に憶測することによって犯罪者像へと迫るアプローチから、犯罪行動のみを測定対象とし、行動パターンから構成された諸類型と照合することで犯罪者像に迫るアプローチが優勢となりつつあるという変遷が描かれる。つまり、犯罪捜査の合理性の水準では、人間というものが、個性的な内面を帯びた存在から、単なる行動パターンへと還元されつつあるという指摘である。

七章と八章に共通しているのだが、ここでは、著者は思想史をわざわざ参照する手間をとらず、直接に、テクノロジーの考案される現場を検証し、そこでの合理性の水準を把握しようとする。そういう意味では、①で述べたちぐはぐさは若干解消されている。だが同時に、こうして抽出されたテクノロジーが前提する合理性と、テクノロジーの機能とを等価なものとして把握してしまっていること、そして、著者の自覚において、自らの方法が意味や文化に照準しない即物的なテクノロジーを対象としているという誤認が正されないで維持されているという②の問題は解消されていない。

GIS というテクノロジーが主題となる八章のほうを例にとりたいが、そこでも七章と同じく、犯罪捜査や犯罪予防の局面で、行動パターンへと還元されつつある人間像が抽出される。本章では特に、行動パターンの把握において地理的な要因の重要性が増してきているという指摘があり、特定地理の中で行動する人間という合理性像に迫れている点で評価できる。著者は GIS 関連の技術資料や犯罪学者の学説を素材としてこの点に迫っている。

問題はこのようにして抽出できた人間像を GIS のテクノロジーが実現するのだと考えている点である。つまり、測定する側の合理性と、GIS テクノロジーの即物的な作動が実現する社会像とが矛盾無く結びついており、そのことが自明視されている点である。

GIS は新しい空間的リアリティを創造し、地図という面の動く点として、人間を掌握し統制する。こうして GIS は、「個人」とは別のレベルにある「地図上を動くデータとしての人間」に照準する、新しい「統治のテクノロジー」として利用されていくであろう。(重田 2003: 247)

しかし、テクノロジーが実現する作動と、テクノロジーの背後にある合理性とは別のものである。もし両者の繋がりに迫りたいのであれば、2 節でも述べたように、合理性が把握する人間像が、測定する側・される側のいかなる実践編成を組み立てることになるかを検討しなくてはならないが、それは GIS の作動が即物的に実現するものではない。

それではなぜ、テクノロジーによって実現される社会状態と、ある合理性が想定している社

会状態とが同じものと見なされてしまうのか。これは、著者の統治論が用意し記述する社会状態が、福祉国家と新自由主義のその2つしかないためである。そのために、テクノロジーを用いる側の合理性なり思想なりを素材として表現されるべき社会状態を解釈することによって、テクノロジーによって実現することになる社会状態を描いたのと同じことだと思込んでしまう。しかしこの同一化もまた、著者の類型を承認した者にとってのみ自明なものとして受け入れられるものである。

3-3 小括

ここまでの議論をまとめておきたい。

本稿2節において、評者は、測定するという実践に内在している合理性の次元を指摘した。それは著者によって暗黙裡に目指されていたし、実際幾つかの章で適切に抽出できていたのだが、著者の方法論的自覚においては、この合理性の水準は適切に把握されていなかった。著者自身は、その合理性を、即物的テクノロジーに照準することで抽出できると考えていたのである。

本稿3節では、全体の議論を概観しながら2つの問題点を指摘した。それは、①思想史的には、テクノロジーにとって殆ど繋がりのない思想が、同型であるという理由から採り上げられているという問題であり、②系譜学的には、テクノロジーの即物的な作動を記述するとしながら、テクノロジーの背後にある思想が分析の大部分を占めているという問題であった。もっとも、本書第二部では、思想の分析の過程で、測定することの合理性に迫れている章も散見されたのであるが、その時にも依然として、テクノロジーの作動とその合理性とが安易に等しいと

見なされるという事態が存在していた。

これらが著者にとって端的に矛盾と見なされなかったのは、統治論的な枠組みが強い前提が、①同型性の指摘を有意味なものとし、かつ、②テクノロジーの作動が実現する社会状態とテクノロジーの背後にある思想なり合理性なりが想定する社会状態とを同じものと見なすことを許したからであった。それらはいずれも、著者が採用する統治の類型論のルーズな二分法が可能にした事態であった。

さて、今述べたのは、本書の方法論的な次元での誤認がいかにして統治論によって維持されたのかというテーマであった。次節では、著者の統治論がもたらす社会分析上の具体的な弊害を指摘したい。

4 統治論における合理性とテクノロジー

本節では、これから著者の統治論の弊害を3つの側面から指摘していくことにするが、その前にフーコーの統治論を対比的に示しておくことにしたい。

もちろん著者は理解していることだと思うが、学説史的に見た場合、フーコーにおいて統治論という構想は、後期の権力論とは別のものとして構想されている。

なぜそういえるか、というと、フーコーが統治という問題系を定義するときには必ずそれを「合理性」の問題であると明言しているからである。この定義の背景には、テクノロジー自体が機能するという系譜学の構想とは一線を画そうというフーコーの企図があったと評者は考えている¹。そういう意味では前節で引いた重田による統治の定義には著者による創造的解釈が含まれている。そこでは統治とは「行為や実

実践」であると定義されていたが、1996年の重田自身の記念碑的論文（「ミシェル・フーコーの統治性研究」）が示していたように、統治とはそもそも合理性として定義されていたものである。著者の定義は、自身が宣言しているように、意図的・戦略的に、後期フーコーの権力論の延長上に統治論を位置づけようとするものであり、ここでは統治と権力との定義上の差異は殆どない。

評者はそのことに意見をするつもりはない。検討に値するのは、著者の意図的な読み替えが、社会分析上有効であるかどうかという1点のみである。そしてこれから評者が述べるのは、この「合理性」の「行為や実践」への読み替え、より端的には「テクノロジー」への読み替えは、失敗であるという批判である。それは、後期フーコーの権力論の欠陥——そのためにフーコーが統治という問題系を改めて設定する羽目になった——を踏まえたものにはなっておらず、同じ欠陥を抱えてしまっていると評者は考えている。

そこで、初めに著者の統治論の基本的な構図を確認しておきたい。

先の統治の定義にあったように、重田統治論の関心の根底にあるのは、「本来不安定であるべき権力関係が、統治者が用いる、いかなるテクノロジーによって安定的なものへと改められるのか」という問題関心であった。ここでは、①統治者、②テクノロジー、③被統治者の3項についてそれぞれ、①統治者とは本来的に統治を行うという明確な関心を有している存在である、②テクノロジーとは文脈自由に被統治者に作用するような手段である、③被統治者は本来的に反抗心を有しているがそれはテクノロジーによって馴致されてしまう、という暗黙の前

提が据えられているのだが、評者の考えでは、これらの前提はいずれも記述上の困難を発生させる原因となっている。その点をこれから見ていくことにしよう。

なお以下では、便宜的に、統治をする側・される側という言い方を用いるが、これは批判の論点を明確化するためであって、評者自身は、少なくとも本書については、統治に代えて測定という実践の固有性にこだわった、測定を行う側・行われる側という言い方をすべきだと考えている、ということを言い添えておく。

4-1 統治をする側について

著者の議論において、統治をする側のことが明示的に語られることは殆どない。それは、「権力が頂点を持たず、所有されるものでも篡奪されるものでもない」（重田 2003: 251）という後期フーコーの立場を徹底的に内面化し得ているためであろう。

問題があるとしたら、本書の多くの箇所でも、測定される対象がいかに対象化され、変化を強いられるかについて記述が割かれる一方で、測定をし対象化を行う側もまた、どのように変化を強いられるかという側面についての記述がすっぱりと捨象されているという点である。

この一方通行の叙述のために、先にも述べた、テクノロジーの作動の結果と、テクノロジーを用いようとする側の合理性とがぴったりと一致してしまうという記述上の難点を生むことになるし、その帰結として、著者は否定するものの、巧まずして本書全体に陰謀論的な雰囲気が生まれることになってしまうのである。というのは、陰謀論とは、悪巧み（合理性）と実際の現象（テクノロジーの作動）とが一致するという記述の形式のことだからである。

この帰結を避けるための評者の提言は、2節で述べたように、測定という実践が有している合理性に自覚的に着目すべきだということである。

この合理性という概念の効用は2つある。1つは、測定の実践において、測定を行う側が従わざるを得ない場の規約といったものを記述できるという利点である。

例えば、教育の現場において、教育者が生徒を、犯罪者におけるのと同じように、単なる行動パターンとしてみるということは許されない。誰かが具体的に禁じたわけではないにしろ、教育場というものが持つ教育についての理念が、そのことを教育者に禁じているのである。従って著者の予想とは異なり、教育場のなかに、人間（生徒）を行動パターンとして対象化するような捉え方が移入されるのは、遠い先のことになるだろう。

第2に、今述べたのは測定実践の最中の話であったが、測定後についても、測定される側が蒙る変容だけではなくて、測定する側が蒙らざるを得ない変容をも視野に入れることができるという利点がある。これはフィードバックのプロセスのことであるが、合理性という概念は、テクノロジーとは異なり、測定する側・される側の実践のあり方を共に包含する概念であるがゆえに、このような利点が見込めるのである。こうして初めて、陰謀論的文体が解消されることになるだろう。

4-2 テクノロジーについて

前節で述べたように、実際に著者が照準しておりその叙述の大部分を占めているのは、テクノロジーがいかに作動するかではなく、測定が行われるときに人間の何を対象とするかにつ

いての合理性であった。だが、著者の自覚が即物的なテクノロジーに照準しているために、分析の焦点が見定めにくくなっているという弊害が生じている。

八章はGISがテーマとなっている。前節で引用したように、全体の論旨もまた、GISが何かを実現するかのように語られている。しかし、よく検討してみると、GISテクノロジーとは、諸々の住民データをリレーショナル・データベース化したものを地図上に表現したものに過ぎない。リレーショナル・データベース自体はとうに存在していたであろうから、GISの新しさというのは、単に地図上にシンプルにデータベースのアウトプットを表示できるという点に尽きるだろう。

そうであれば、分析の焦点はリレーショナル・データベースの方にあることになる。そうでないとするれば、GISテクノロジーが、その「アウトプットのシンプルな表示」という新機能のみによって、統治の実践に対して、これまでにならぬような新しい次元をもたらしたことになるかについてが、集中的に検討されるべきであるけれども、本章の構成はそうなっていない。

この点をより詳細に検討しておこう。本章ではGISが見込みうる効用として、「より簡便で客観的な防犯診断」(重田 2003: 239)の実現というある研究者の言葉が引かれている。ここでいう「簡便化」とは、すでに何らかの目標(=効率の良い防犯診断)が存在しており、その目標に対して、以前より便利な手段が登場したということの意味している。そうすると、GISテクノロジー自体は、とある目標に対する長きに渡る技術的洗練の系譜の一端に過ぎないことになる。

実際のところ、著者の叙述自体がそのような

順序を辿る。八章では、諸々の犯罪者の居住地推定モデルが構築されては、よりマシなモデルへと改められていく過程が描かれている。この場合、以前のモデルよりも多少は改善されたであろう、あるモデルの特長を逐一追っていくことが重要なことであろうか。評者には到底そう思えない。それよりも把握に値するのは、このようなモデルを次々生み出していくことを可能とし、以前のモデルとその後のモデルとの性能の比較対照を可能とするような、ある目標の成立であり、その目標を目指して諸々のアクターの諸実践が編成されるような、ある合理性の存立機制と、その合理性の質的な諸変化そのもの、なのではないだろうか。この記述目標に比べれば、GISテクノロジーなどは、このような合理性の存立後に登場した諸々のテクノロジーの系列の末端に連なるものの一つに過ぎないと見るべきであろう。これは分析の焦点を構成すべき本質ではない。

4-3 統治をされる側について

テクノロジーの即物的な作用に照準するという著者の誤った自己認識のために、それらのテクノロジーの作用を蒙る側を単純化して把握しているということが何ら問題だと思われていないらしいという点も様々な弊害を帰結している。

「健康包囲網」と題された第四章に顕著であるが、そこでは健康的な生き方というのは「強いられた」ものであるという見方がなされている。「社会の『住民 population』である医療サービスの受け手は、統計によって定められた病気と健康の定義にしたがって、自分の生活習慣を改善し、健康を管理することを強いられる」(重田 2003: 123、傍点部評者)。そして、その

ような強制力を有するのが、統計的に決定された健康の数値目標であるという。「いったん社会的な規範力・拘束力を持ってしまった基準は、その根拠を自然に求めることなしに力を発揮しつづけることができる」(重田 2003: 122)。

さて、数値目標自体が、ある種のテクノロジーとして強制力を有すると便宜的に考えるのはかまわないが、分析をそこで終えてしまうとすれば、それは、マルクスが述べた意味でフェティシズムの典型的症候である。

数値自体が力を有するわけではないということは、例えば以下のような思考実験をしてみれば分かる。例年新聞の見出しには、合計特殊出生率の数値が半ば脅迫的に踊っているけれども、仮に、この数値について政府が目標を定めたというニュースが新聞・テレビ等を通じて社会に広がったとしても、出生率は殆ど向上しないだろう。それとは対照的に、高血圧や体重の目標数値については、喜んで従う人々が多いのはなぜか。

従って、問題の本質は、数値目標自体にはなく、そのような数値目標に喜んで従うような測定される側の合理性自体にあることは明らかであろう。

例えば、1999年以降の正常血圧値について、「至適」や「正常高値」といった、より密なカテゴリーが存在するという事態とは、健康であるという最低限の必要以上に、健康であることを、何らかのステータスやアイデンティティを構成する枢要な部分と結び付けたいとする個人の側の合理性の質的変容として分析されてもよいのではないかと思う。そして、同時に、そのようなドライブがあって初めて、それを活用して社会保障に関わるコストを削減しようという統治が有効に作用するのである。この分析は、数

値目標自体が「即物的に」何らかの機能を有するという議論よりも緻密なものである。だが、この分析の途は、統治される側の「文化や自己認識」の次元には照準しないという著者の誤った方法論的自覚のために、初めから閉ざされているのである。

また、著者の中で、測定をする側の合理性とされる側の合理性とが整理されていないという点も問題である。そのために、今日の統治においては重大犯罪が問題ではなくなったかのようには語られているが（「度外れた異常性など、毎日数え切れないほど起こるありふれた犯罪や、集団的な行動分析にとってはどうでもよいことなのである」（重田 2003: 254））、このような把握は以下のような現代社会のアクチュアリティを完全に見誤っている。例えばそれは、幼児誘拐殺人などの散発的な凶悪事件とそれへの人々のアレルギーをドライブとして、社会復帰をした犯罪歴を有する人々への監視が社会的に正当化されるという事態である。要するに、凶悪事件に際しては測定される側の従順さは一層強化されるのだが、これなども、測定する側の用いるテクノロジーばかりを見ていては見過ごされざるを得ない点であろう。

5 結論

前節では、著者の用いる統治論的枠組みについて、テクノロジーと合理性という比較軸を用いながら、統治する側・される側・テクノロジーの3項について批判を行った。

最後に評者の考える分析について、詳述することはできないが、その方向性について述べておきたいと思う。

評者は、測定するという実践の現場にこだわりたい。統治という問題はそれを徹底的に分析しえた後に初めて有効に立てうると考えるからである。

測定するという実践は、教育、犯罪捜査、健康、保険、さまざまな領域で行われる。そして、これらの領域を一括して論じうるような統一的な理論的枠組みがはじめに指定されることはない。先ずはその領域が課してくる合理性の次元での固有の制約を見なくてははいけない。その制約下に、測定する側とされる側は共に内属している。

その制約下において、2節で述べたように、測定実践は固有の対象化を伴うし、その対象化のありように従って、測定する側・される側のその後の実践が編成される。この合理性の次元は、即物的なテクノロジー自体からではなく、様々な文化や意味、価値の次元にまで分け入って見出されなくてはならない。

とはいえ、テクノロジーの分析が放棄されたわけではない。その分析は、測定実践の合理性という固有の文脈の中で、テクノロジーがいかなる機能を果たすと見込まれているか、そして、測定される側とのやりとりの過程で、どのような作動の次元での変更を経ることになるかに照準することで、はじめて適切に果たされるだろう。

最後の最後に、これらの万全の注意を払った上で、それぞれの領域を離れて、それらの領域に共通した一時代の統治の特性を描けるかどうかという問いを立てることは不可能ではないと思う。この問いは、おそらく統治論一般が可能であるかどうかの賭け金を構成するものであろう。評者はそれが賭けに値する問いであるとは思っているが、それも、賭けに焦らないという

ことが条件となる。最後にフーコーの言葉を引いておこう。

明らかに、リベラリズムは1つのイデオロギーでもなければ理想でもない。それは統治の、そして非常に複雑な統治上の「合理性」の1つの形式なのである。私が思うに、どのようにリベラリズムが機能することができ、いかなる値打ちをもって、どのような手段を用いるのか、という点を、ある時代の、ある与えられた状況において明確に研究することは歴史家の義務である。(Foucault 1980b: 36 = 2001: 185-6)

それは、統治の類型論のような早上がりの誘惑に警戒しながら、ある時代のある与えられた状況を1つ1つ分析することで初めて解明できる、非常に複雑な合理性なのである。

注

¹ 書評という本論の性質のために、この点につき詳細に議論をすることはできないので、渡辺(2003)を参照していただきたい。またその論文では触れなかったが、フーコーのテキストにおいて特にこの決別の意図が表面化するの、1980年(議論が行われたのは1978年)の歴史家との諸議論においてである(Foucault 1980a)。

文献

- Foucault, M., 1975, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Paris: Gallimard. (= 1977, 田村俣訳『監獄の誕生—監視と処罰』新潮社.)
- , 1976, *Histoire de la sexualité I : La volonté de savoir*, Paris: Gallimard. (= 1986, 渡辺守章訳『性の歴史 I —知への意志』新潮社.)
- , 1980a, "Table ronde du 20 mai 1978", in: Defert, D. & Ewald, F. eds., 1994, *Dits et écrits 1954-1988 par Michel Foucault*, tome IV, Paris: Gallimard, 20-34. (= 2000, 栗原仁訳「一九七八年五月二十日の会合」蓮實重彦・渡辺守章監訳『ミシェル・フーコー思考集成Ⅷ—<1979-81>政治/友愛』筑摩書房, 162-82.)
- , 1980b, "Postface", in: Defert, D. & Ewald, F. eds., 1994, *Dits et écrits 1954-1988 par Michel Foucault*, tome IV, Paris: Gallimard, 35-7. (= 2000, 栗原仁訳「あとがき」蓮實重彦・渡辺守章監訳『ミシェル・フーコー思考集成Ⅷ—<1979-81>政治/友愛』筑摩書房, 183-6.)
- , 1984, *Histoire de la sexualité II : L'usage des plaisirs*, Paris: Gallimard. (= 1986, 田村俣訳『性の歴史 II —快樂の活用』新潮社.)
- 重田園江, 1996, 「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』870: 76-105.
- , 2003, 『フーコーの穴—統計学と統治の現在』木鐸社.
- 渡辺彰規, 2003, 「晩期フーコーにおける〈実践〉分析の要点」『現代社会理論研究』13: 11-22.

(わたなべ あきのり、東京大学大学院、ak-watanabe@mtd.biglobe.ne.jp)